

春の農作業安全確認運動実施中



田起こしや田植え等、農作業が本格化します。
毎年、全国で多く発生している農作業事故を減らすため、事故が多発する春の作業時期に合わせ農作業安全確認運動が実施されています。

村では、死亡事故原因1位の「乗用型トラクターの事故防止」を重点に農作業安全確認運動を推進しています。

★運動の重点事項

- ・フレーム付きトラクターではシートベルトの着用を徹底しましょう。
- ・転落・転倒が起こりそうな場所の確認を徹底しましょう。
- ・道路走行時には必ずブレーキペダルの連結確認を徹底しましょう。

◆問い合わせ先
産業振興課
☎341-8514

融資制度のご案内

村では、事業資金として融資を受けようとする村内の中小企業者に対して、融資斡旋と利子補給等の助成を行っています。

また、経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定を図ることを目的に、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の融資を受けた村内の小規模事業者に対し支払利息の一部助成を行っていますので、ぜひご利用ください。

制度名	中小企業振興資金	小規模事業者経営改善資金 (マル経資金)
融資の対象 (従業員数)	中小企業者 小売業 50人以下 卸売・サービス業 100人以下 製造業その他業種 300人以下	小規模事業者 商業・サービス業 5人以下 宿泊・娯楽業 20人以下 製造業その他業種 20人以下
融資の条件	①村税の滞納がないこと ②村内で事業を営んでいること ③法人：村内に本店又は支店の登記 個人：村に住民登録	①村税の滞納がないこと ②くろかわ商工会の経営指導（6カ月以上） ③くろかわ商工会からの推薦 ④1年以上継続して村内に住所又は事業所を有する小規模事業者 ⑤法人：村内に本店又は支店の登記 個人：村に住民登録
資金の用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
貸付限度額	1,000万円	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 7年以内（据置1年）	運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 10年以内（据置2年）
貸付利率	短期（1年以内） 1.8% 長期（1年超） 2.2%	1.16%（3月10日現在） ※金利は金融情勢により変動します。
利子補給金	貸付利率の1%以内	支払利息の2分の1以内（3年間）
連帯保証人	法人代表者以外は不要	不要
その他	信用保証料は村が全額補給	当初の借入から3年以内の借り換えは除く
申込先	産業振興課	くろかわ商工会大衡事務所

◆問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514
くろかわ商工会大衡事務所 ☎345-5173

大衡村有害鳥獣被害防止施設購入事業補助金のお知らせ

村では、農林産物を有害鳥獣（イノシシ）から保護し生産安定を図るため、侵入防止用電気柵の購入経費に対する補助を行っています。

	内 容
対象者	村内に存する水田・畑等の所有者又は耕作者
対象経費	有害鳥獣被害防止施設購入（電気柵）に係る経費（ただし、設置に係る費用は除く）
補助率	購入代金の2分の1（補助金上限額 200,000円）

※補助金の交付決定前に購入したものは、対象外となりますのでご注意ください。



◆補助金申請の流れ

- ①交付申請 購入前に申請書に位置図と見積書の写しを添付して提出してください。
- ②交付決定 交付決定通知書を村から申請者へ送付します。
- ③実績報告 補助金実績報告書に設置後写真（2～3枚程度）と領収書の写しを添付して提出してください。
- ④補助金交付 補助金交付請求書に振込口座通帳の写しを添付して提出してください。

◆申請・問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514

仙台北税務署からのお知らせ

平成28年分の確定申告の振替納付日等のお知らせ

○振替納付日

- ・所得税及び復興特別所得税 4月20日(木)
 - ・消費税及び地方消費税 4月25日(火)
- ※振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

○口座振替ができなかった場合

残高不足等により口座振替ができなかった場合には、期限内納付できなかった場合と同様、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。この場合、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくこととなります。延滞税の計算方法など詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。なお、手続きに当たっては、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

○税額を多く申告していたとき
「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。更正の請求書に必要事項を記載し、法定申告期限から5年以内（平成24年分以降）に、所轄税務署長に提出してください。

○税額を少なく申告していたとき
「修正申告」をして正しい税額に修正するとともに、新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに、延滞税と併せて納めてください。なお、修正申告をする場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告の必要があるのに、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。なお、申告が遅れた場合には、加算税が賦課される場合があります。延滞税を併せて納付しなければならぬ場合がありますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

◆問い合わせ先 仙台北税務署
☎222-8121

